税務課・税務署からのお知らせ

土地・家屋の納税義務者に変更があった場合には

相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合や、納税義務者が亡くなられたのに変更していない場合は、納税義務者の変更の届出をお願いします。

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は毎年1月1日に現存する建物に課税されます。家屋を取り壊した場合は、お手数ですが、取り壊したことをお申出ください。

住宅用地の申告について

住宅用の土地を所有している方で、その土地や家屋等の状況が変更になった場合は申告が必要となります。

償却資産の申告は1月25日までに

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、1月25日(水)までに申告をしてください。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品など(使用している、していないは問いません)で、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

※対象とならない場合

税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの。また、取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却する場合。

還付申告は1月中に!!

今年も確定申告の時期が近づいてきました。税務署では、1月4日(水)から所得税の還付申告を受け付けています。申告期間中は混雑が予想されますので、お早めの申告をお勧めします。

また、1月26日(木)からは申告会場が変わりますのでご注意ください。

▼受付日時・会場

【平塚税務署】

1月4日(水)～26日(木)

土・日・祝日は除く

【平塚駅ビル6階ラスカホール】

1月26日(木)～3月15日(水)

土・日・祝日は除く

※ただし、2月19日(日)・26日(日)は開場します。

※この期間中、平塚税務署には申告書作成会場を設置していませんのでご注意ください。

国税庁ホームページでは「タックスアンサー(税金相談)」や「確定申告等情報」また「確定申告書等作成コーナー」などを掲載していますので、ご利用ください。

(国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp)

◎問い合わせ

固定資産について

税務課　☎内線255・256

確定申告について

・平塚税務署　個人課税部門

(平塚市松風町2-30)

☎(22)1400

・税務課　☎内線253・254

守ろう 高齢者の権利

高齢者虐待防止に関する法律が制定されました。

虐待とは、

①殴る蹴るなどの暴力

(身体的虐待)

②世話をしない、無視をする

(著しい介護放棄)

③嫌がらせや無視、暴言

(心理的虐待)

④性的ないやがらせ

(性的虐待)

⑤勝手に資産を使ってしまう

(経済的虐待)

などさまざまな形態が考えられます。また、それらがおこなわれているのを見過ごしてしまうのも虐待の一部とされています。

これらの行為は、虐待をしている人に自覚が無く行われていることや、家族などが些細なことと思っていても、積み重なることで高齢者に多大な影響を与えていることも少なくありません。

これらの問題を解決するために、町では虐待問題についての相談を受け付けています。高齢者の中には、辛くても声を出せない人たちもいます。あなたの身近にもそのような人はいませんか。一人で悩まずにご相談ください。

◎問い合わせ

子育て介護課　☎内線315

住民基本台帳の閲覧手数料を改正

1月1日から、住民基本台帳の閲覧手数料は、これまでの「1時間300円」から「住民基本台帳登録者1人につき300円」に改正します。

これは、大磯町住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要領を新たに制定し、平成17年9月1日から施行したのに伴い、手数料の見直しを行ったものです。

◎問い合わせ

町民課　☎内線271